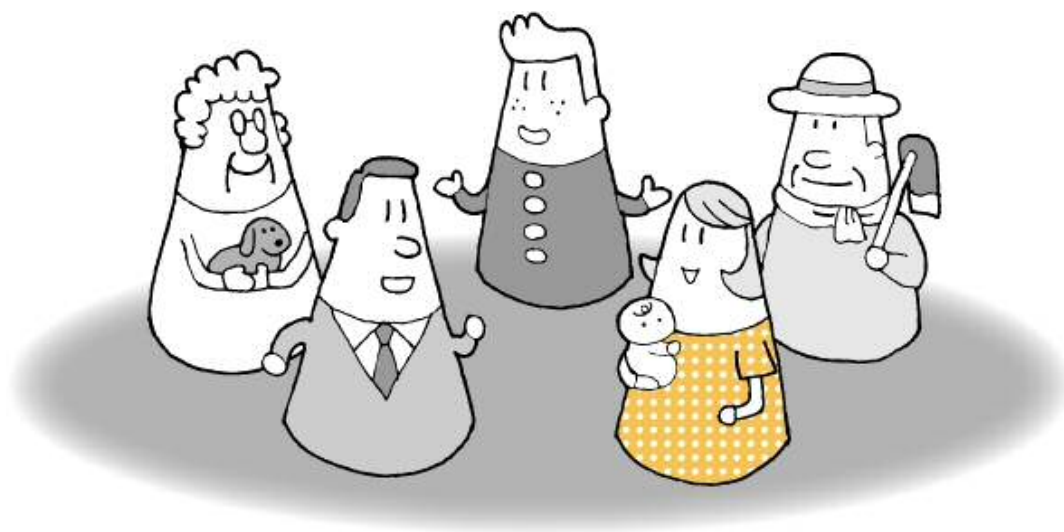


2019年度（令和2年度～令和4年度事業実施分）

市民活動、始めてみませんか？

～ 市民活動支援補助金募集要領 ～



平成31年4月

富士市



いただきへの、はじまり 富士市

～富士市ブランドメッセージ大作戦展開中！～

申し込んでみよう

〔応募資格〕

- ・市内に在住、在勤、在学する人が5人以上集まり、活動拠点の事務所が市内にあり、市内で活動していること。
- ・団体の定款や規約、会則等の定めがあること。
- ・その他富士市補助金等交付規則及び富士市市民活動支援補助金交付要綱に定める要件を満たす団体であること。

〔対象事業〕

市民生活が向上することが見込まれ、公益上必要性が認められる、富士市内で実施される事業が対象となります。

今回受付する事業年度は、令和2年度から最長で令和4年度事業分までです。

※政治活動、宗教活動、営利を目的とした活動は対象外です。

※国又は他の地方公共団体から当該事業について補助金等を受ける場合は、受ける補助金等を減じた額を対象事業費とします。

〔補助金額〕

対象事業費の1/2以内で、交付される補助金の上限額は50万円です。

〔対象となる経費〕

区 分	備 考
賃 金	事業実施のために雇用する者の賃金
報償費	講師等謝金
交通費	電車、バス代等（構成員の親睦目的の費用は除く）
消耗品及び原材料費	文具費、材料費等
印刷製本費	パンフレットの印刷代等
通信費	宅配・郵便料金等
食糧費	講師等の昼食代等 補助対象事業に必要と認められる無償で従事する者の飲食代
使用料	イベント会場使用料、器材使用料等
賃借料（借家又は借地）	事業実施に伴うものに限る。
備 品	事業実施のために必要不可欠と認められるもの（取得価格が3万円以下に限る。）
光熱水費	事業実施に伴うものに限る。
委託料	会場設営費、警備費等
その他	市長が必要と認める経費

※対象とならない経費の例

- ・団体運営のための経常的経費（事務所の家賃や光熱水費、団体構成員の人件費、修繕費等）
- ・団体構成員の飲食や親睦に要する経費
- ・補助対象事業に係る団体構成員の保険料、講座・研修会等の受講料、大会等への参加費
- ・領収書等の支出の事実を確認できるものを徴することができないもの及び支払い金額が社会通念上かけ離れて高額なもの
- ・事業報告書作成に係る経費

〔受付期間〕

～令和元年8月20日（火）（土・日、祝日を除く）（期限厳守）

※応募を希望する団体は応募前に、必ず事業に関係すると思われる市の担当課と情報提供・情報交換等を行ってください。担当課との調整については、市民協働課にお尋ねください。

〔申込方法〕

提出書類（申込書第1号様式～3号様式及び添付書類、市民協働課窓口及び市ウェブサイトにて配布）を市民協働課まで直接ご持参ください。郵送での申込みは受け付けません。

◇ 富士市役所市民部市民協働課（市役所3階北側）

月曜日～金曜日（祝日を除く） 8：30～17：00

電話：55-2701（市民協働課直通）

〔決定方法〕

富士市市民協働推進審議会市民協働事業等審査専門部会の評価結果を踏まえ、補助金の交付額及び交付期間を決定します。

※応募内容について、市と市民協働事業等審査専門部会が提出書類を基にしたヒアリングを実施します。ヒアリングは、1事業あたり10分から15分程度とし、応募団体から最初に3分以内で概略を説明していただきます。ヒアリングは、9月中旬までの夜間の実施を予定しています。応募団体には、詳しい日程を別途ご案内します。

〔結果のお知らせ〕

選定結果を示した「富士市市民活動支援補助金採択（不採択）決定通知書」を2月下旬頃に郵送にてお知らせする予定です。

〔実績報告書の提出・市ウェブサイト上での公開〕

毎年度事業実施後に実績報告書を作成し、活動の様子が分かる画像等と共に担当課へ提出していただきます。市は、提出された実績報告書及び画像等を市ウェブサイトへ掲載します。

〔問い合わせ等〕

手続に関するご不明な点は、市役所市民協働課へお問い合わせください。

電話：55-2701（市民協働課直通）

＝ 平成30年度市民活動支援補助金募集実績 ＝
申込10件 採択9件

＝ 平成30年度市民活動支援補助金採択事業例 ＝

1 外遊びによる子ども・若者の居場所づくり事業

実施団体：特定非営利活動法人ゆめ・まち・ねっと

2 障害者機能回復訓練支援事業

実施団体：特定非営利活動法人日本水治運動療法協会富士支部

応募から実績報告までの流れ

